

## 研究活動上の不正行為等への取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動について、研究者（本学において研究活動に従事する全ての者）の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

(研究者の行動規範)

第2条 研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動における不正行為を行わない、関与しないことは勿論、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保しなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、若手研究者及び学生等に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を的確に指導し、研究活動に対する社会的信頼を堅持しなければならない。

3 研究者は、一定期間（研究分野、研究内容等に応じた適切な期間かつ研究終了から5年間を超える期間）研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにしなければならない。

(不正行為の定義)

第3条 この規程において「不正行為」とは、原則として次の行為をいう。また、不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

(1) 捏造：データ又は実験結果等を偽造する行為。

(2) 改ざん：研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは研究成果を変え研究内容を正しく表現しない行為。

(3) 盗用：他人の研究内容、手法又は結果等を適切な手続きを経ず流用する行為。

(4) 不適切なオーサiership：論文等の著作者が適正に公表されない行為。

(5) 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。

(6) 人権等の侵害：研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為。

(7) その他：研究経費の不適切な請求・執行行為若しくは、社会通念上、不適切と判断される行為。

(不正行為申し立て窓口)

第4条 研究活動の不正行為に係る申し立て、情報提供等に対応するため、本学教育研究支援課に不正行為告発窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 窓口は、申立者及び情報提供者等の人権、個人情報等を保護しなければならない。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為に係る申立ての受付

(2) 不正行為に係る申立て及び提供情報の関係部署への取次ぎ

4 窓口の責任者は、教育研究支援課長とする。

(連絡・調整)

第5条 前条に定める窓口からの提供情報をもとに行う連絡・調整業務等は、教育研究支援課とする。

2 所管部署は、次に掲げる業務を行う。

(1) 学長・副学長及び当該コンプライアンス推進責任者（研究科長・学部長・先端科学研究所長）、事務（部）長への取次ぎ

(2) 判定結果の通知

3 連絡・調整の責任者は、事務部長とする。

(不正行為に係る申立て)

第6条 不正行為の疑いがあると思料する者は、窓口へ申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、別途定める申し立て書に必要事項を記入し窓口へ提出することにより行うものとする。ただし、申立者は、その後の手続き等における秘匿を希望することができる。なお、悪意に基づく申立てを防止するため、受け付ける申立ては顕名によるものを原則とし、申立者はその後の手続き等における秘匿を希望することができるものとする。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生日から起算して、5年以内に行わなければならない。また、不正とする科学的な合理性のある理由を提示しなければならない。

4 第2項の申立書の提出方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面談等任意の方法とする。

5 学会等の科学コミュニティ若しくは報道機関に対し、又はインターネットにより、その他本学へ直接申立てを行う以外の方法で特定不正行為の疑いが指摘され、それを確認した場合、本学で申立てがあった場合に準じた措置を行うものとする。

6 申立ての意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認するものとする。

7 書面による申立てなど、受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。以下本規程において同じ。）に、申立てを受け付けたか否かについて通知するものとする。

8 ほかに調査を行う研究・配分機関等が想定される場合は、該当する研究・配分機関等に対し当該申立てについて通知するものとする。

- 9 申立てを受け付けたときは、その申立者、申立対象者、申立内容及び調査内容について、調査結果の公表まで申立者又は申立対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の機密保持を徹底するものとする。
- 10 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという申立て・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、申立て・相談の対象者に警告を行うものとする。ただし、申立て・相談の対象者が本学の所属でないときは、当該対象者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。

(調査の要否と職権による調査)

第7条 申立て・相談を受け付けた場合は、申立て・相談の受付から30日以内に、申立て・相談の内容等につき合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、関連する研究・配分機関に調査の要否を報告するものとする。なお、調査を要する旨を報告するときは、調査の方針、対象及び方法を併せて報告するものとする。

- 2 学長は、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、前条の窓口への申立てが無くとも、当該研究倫理責任者及び学内の関係部署へ調査の開始を命令することができる。

(予備調査・予備調査委員会)

第8条 当該研究倫理責任者は、第6条に係る申立てを受理した場合又は前条による命令を受けた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 当該研究倫理責任者は、予備調査を実施するため、所属内に予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、当該コンプライアンス推進責任者が委員長、事務局の事務部長が副委員長となり、委員長が指名する所属部署の教職員若干名で組織する。ただし、当該コンプライアンス責任者若しくは事務部長又はその両方が申立てに対する当事者又は利害関係者であった場合は、学長が指名する者をもって組織するものとする。
- 4 予備調査委員会は、予備調査の実施に際し、申立者からの事情聴取又は申立書に基づき、不正行為の可能性の有無について調査する。
- 5 予備調査委員会は、調査対象者に対し、喚問・事情聴取・周辺調査を実施し、調査対象に含まれる研究費の使用を停止し、その他調査又は緊急の対応として必要な措置を行うことができるものとする。
- 6 予備調査委員会は、調査の終了後、直ちに当該調査結果を学長に報告しなければならない。ただし、調査の過程であっても、不正行為に該当する事実（ただし、第3条第6号又は第7号に定める不正行為に該当するもののうち軽微なものを除く）が確認された場合は、速やかにその事実を学長に報告するものとする。
- 7 申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、教育研究支援課を通じて、予備調査結果を通知するものとする。
- 8 予備調査委員会の庶務は、教育研究支援課で行うものとし、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

9 教育研究支援課は、当該事案に係る研究・配分機関及び申立者の求めがあった場合は、必要に応じて開示するものとする。

(本調査・調査委員会)

第9条 前条の予備調査の結果により不正行為の可能性がある場合は、学長が指名する副学長が委員長となり、学長直属組織としての調査委員会を組織し、本調査を実施しなければならない。本調査の開始は、実施の決定後概ね30日以内とする。また、実施の決定後遅滞なく、当該事案に係る他の研究・配分機関に対して本調査を行う旨を報告するとともに、申立者及び申立対象者に対し本調査を行うことを通知して調査への協力を求めるものとする。

2 調査委員会は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者で、次に掲げる者により、学外委員を半数以上として構成するものとし、委員の氏名及び所属を申立者及び申立対象者に通知するものとする。なお、申立者及び申立対象者は、当該通知を受けた日から10日以内に委員の構成について異議申し立てをすることができるものとし、異議に理由があると認められる場合は委員を交代させるとともにその旨を申立者及び申立対象者に通知する。

(1) 委員長：学長が指名する副学長

(2) 学内委員及び学外委員：学内外の有識者、専門家等から学長又は委員長が指名する者若干名

3 調査委員会は、必要に応じ調査部会を置くことができる。

4 調査部会は、次に掲げる者を委員とする。

(1) 部会長：調査委員会の委員のうち委員長が指名した者

(2) 委員：調査委員会が必要と認めた者若干名

5 調査委員会及び調査部会は、必要により次の各号に掲げる事項を行うことができる。なお、調査に当たっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や申立対象者に申立者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他、本調査の実施に関し必要と認められる事項

6 調査委員会の庶務は、教育研究支援課で行うものとする。

(審査及び判定等)

第10条 調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無並びにその内容、関与した者及びその関与の程度、研究経費の不適切な使用がある場合はその額その他当該調査の対象となった研究の適正に関する事項について、審査及び判定を行うものとする。なお、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの日数を概ね210日以内とし、まとまらない場合は中間報告を行うものとする。

2 調査委員会は、第1項の判定を行った時は、その内容を学長及びコンプライアンス推進委員会並びに関係部署に報告するとともに申立者及び調査対象者に通知しなければならない。ただし申立者のうち、氏名の秘匿を希望した者については、教育研究支援課を通じて通知するものとする。

- 3 学長は、前項の報告を受け、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、調査対象者の研究活動の正常化及び名誉回復のため、十分な措置をとらなければならない。
- 4 学長は、予備調査委員会及び調査委員会からの報告を受け、研究・配分機関へ報告すると共に、正当な理由がある場合を除き、研究・配分機関からの進捗報告、当該事案に係る資料の提出又は現地調査の要求に応じなければならない。

(不服申し立て)

第 11 条 前条の判定に基づき、特定不正行為と認定された申立対象者及び申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、書面又は口頭による不服申し立てをすることができる。なお、申立てできる期間は判定結果の通知を受けた日から 20 日以内とする。

- 2 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員を交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 3 特定不正行為の認定に係る不服申し立てについては、その趣旨、理由等を勘案し、再調査の有無を速やかに決定するものとする。なお、不服申し立てに理由がないことが明らかな場合は、直ちにその旨を学長及びコンプライアンス推進責任者並びに関係部署に報告し、申立対象者に通知するものとする。
- 4 特定不正行為の認定に係る不服申し立てについて、再調査を決定した場合は、申立対象者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求めることができる。なお、申立協力者が協力を行わないときは、再調査を行わず申立対象者への通知をもって、審査を打ち切ることができる。
- 5 申立対象者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、申立者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関に報告するものとする。また、不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 特定不正行為の認定に係る不服申し立てについて再調査を開始した場合は、調査開始日から 50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を申立対象者、申立対象者が所属する機関等及び申立者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 7 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申し立てがあった場合は、申立者が所属する機関及び申立対象者に通知するとともに、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関に報告する。
- 8 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申し立てについては、30 日以内に再調査を行い、その結果を申立者、申立者が所属する機関等及び申立対象者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関に報告するものとする。

(判定の通知及び公表)

第 12 条 前条の判定に基づき、本学は、その事案に係る他の研究・配分機関に判定結果を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。

2 不正行為が確認された場合に係る当該調査結果の概要は、個人情報又は知的財産の保護、その他合理的な理由がある場合を除き、原則として公表するものとする。

(申立者及び調査協力者の保護)

第13条 本学は、不正行為に関する申立者及び調査に協力した者に対し、申立て又は情報提供を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように十分配慮し、保護しなければならない。

(懲戒)

第14条 この規程により不正行為と判定された申立対象者及び悪意に基づく申立者への懲戒の取扱いは、学校法人智香寺学園埼玉工業大学職員就業規則及び埼玉工業大学表彰・懲戒委員会規程に準拠するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為への取扱措置等に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。